

教育基本法第1条、第5条第2項、学校教育法第29条(小)、第45条(中)

学校教育法施行規則第50条、51条、表1

教育課程

学校において編成する教育課程とは、
学校教育の目的や目標を達成するために、
教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、
授業時数との関連において
総合的に組織した学校の教育計画である。

教育基本法第2条(教育の目標)、
学校教育法第21条(義務教育
目的)・第30条(小)、46条(中)

小学校学習指導要領解説 総則編

第3章 教育課程の編成及び実施

3. その他の教育課程編成の特例

(1) 特別支援学級の場合

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童を教育する特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

小学校学習指導要領解説 総則編

第3章 教育課程の編成及び実施

3. その他の教育課程編成の特例

(1) 特別支援学級の場合

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば「教科書の難しさを改善・克服を目的とした活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容に替えたり、各教科の目標・内容を児童の発達段階に合わせたものに替えたりなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

「参考とする」→学校長の責任のもとで担当者が編成する

小学校学習指導要領解説 総則編

第3章 教育課程の編成 3. その他の教育課程 (1) 特別支援学級の場合

特別支援学級において特別
には、学級の実態や児童の障害の程度とつ

支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考
障害による学習上又は生活上の困難を改善・
した指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科
の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各
教科を知的障害者である児童を教育する特別支援学校の
各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を
編成する必要がある。

取扱

- ① 自立活動の実施
- ② 下学年教科での対応
- ③ 知的特別支援学校の各教科等での対応
- ④ 一部取り扱わなくても良い

例えば
級を目的と

特別の教育課程の編成

特別支援学級の教育課程の編成

特別支援学級における特別の教育課程の編成
(知的障害、自閉症・情緒障害学級等 全てに適用)
●必要ならば特別支援学校学習指導要領を参考に

- 例：自閉症・情緒障害特別支援学級、
知的障害特別支援学級においても
- ①自立活動を取り入れられる
 - ②各教科の目標・内容を下学年の
目標内容に代替可
 - ③知的障害特別支援学校の各教科に
代替可
 - ④一部内容を取り扱わなくても良い

特別支援学級の特別の教育課程

- 教育課程は、基本的には、個々の児童生徒ごとに編成するものではなく、
→特別支援学級等として教育課程を編成し、その教育課程を踏まえた個別の指導計画により指導内容等を個別化する。

→例えば在籍5名の特別支援学級では、

- 2年男児
- 3年男児

2年生と3年生と5年生と6年生の4本の教育課程の編成が可能と考える。

(結果的に一人の児童生徒のみが対象となる場合もある。また、同学年の児童でも障害の程度が大きく異なる場合は、結果的に5本の教育課程もある)

- 3年女児
- 5年男児
- 6年女児

(2年910時間、3年945時間、5年と6年980時間の総授業数)

(学年の教科内容等)

- 特別の教育課程→在籍児童生徒の実態に応じて自立活動や下学年の教科、知的教科の活用など

通級による指導の指導内容及び指導時間に関する改正

<改正前>

<改正後>

指導内容	標準年間指導時間
自立活動	年間35～105 (週1～3単位時間)
教科の 補充指導	自立活動と併せて 概ね合計280 (週8単位時間)
計	年間35～280 (週1～8単位時間)



指導内容	標準年間指導時間
自立活動 及び 教科の 補充指導	年間35～280 (週1～8単位時間 (LD等:年間10～ 280単位時間) (月1～週8単位)

通級による指導の指導内容及び指導時間に関する改正

<改正前>

<改正後>

指導 自立		指導時間
教科 補充指導	年間35~280 (週1~8単位時間)	280 (週1~8単位時間 (LD等:年間10~ 280単位時間) (月1~週8単位)
計	年間35~280 (週1~8単位時間)	

・教科の補充指導は、単なる教科指導
(予習、復習等)ではない!
・各障害の認知特性等を踏まえた補充の
意味をもつ指導
→例: 自立活動を付加した教科指導

発達障害のある子どもへの 指導・支援体制(2) ～特別支援学級/通級による指導～

終わり



国立特別支援教育総合研究所
教育情報部 廣瀬由美子

※この研修講義では「特別支援教育研修講座」の資料を使用しています。